

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（通信設備以外の許可を要する設備）</p> <p>第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none">一 医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ）。二 工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業製品のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ）。三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁	<p>（通信設備以外の許可を要する設備）</p> <p>第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none">一 医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ）。二 工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業製品のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ）。三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプ並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ）。

誘導加熱式調理器を除く。)をいう。以下同じ。)

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。)に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一〜八 (略)

九 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1) 第一号の(1)及び(2)、第五号の(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項

(2) 電力伝送の方式

(3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

利用周波数

電源端子における妨害波電圧

利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

度

送信を許容する最大伝送距離

送信を許容する最大水平位置移動可能距離

2 (略)

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。)に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一〜八 (略)

2 (略)

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

九 一般用非接触電力伝送装置

(1) 四〇〇歯帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一) 利用周波数が四二五歯から四七一歯まで、四八〇歯から四八九歯まで、四九一歯から四九四歯まで、五〇六歯から五一七歯まで及び五一九歯から五二四歯までの範囲にあること。

【二】電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。

(三) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(四) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	許容値 (一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇歯以上五〇〇歯以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇歯を超え五歯以下	五六デシベル	四六デシベル
五歯を超え三〇歯以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

と。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクローアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇㎒以上四㎒以下	一四・五デシベルから（一）七デシベルまで（1）
四㎒を超え一一㎒以下	（一）七デシベルから〇デシベルまで（2）
一一㎒を超え三〇㎒未満	〇デシベルから（一）七デシベルまで（1）

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 この表の規定にかかわらず、五二六・五㎒以上一、六〇六・五㎒以下の周波数においては、（一）二デシベルとする。

(六) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクログボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上八〇・八七二㎒以下	三〇デシベル
八〇・八七二㎒を超え八一・八八㎒未満	五〇デシベル
八一・八八㎒以上一三四・七八六㎒以下	三〇デシベル

一三四・七八六を越え一三六・四一四を未満	五〇デシベル
一三六・四一四以上二二三〇を越え二二三〇以下	三〇デシベル
二二三〇を越え一、〇〇〇以下	三七デシベル

(七) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(八) 設備は、通常の使用状態において人体にはく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。

(九) (八)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。

(十) 第一号の(7)に掲げる条件

(2)

(一) 六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

(二) 利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。

(三) 磁界を使用して電力の伝送を行う設備であること。

(四) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(五) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用)	許容値 (一マイクロボルトを〇デシベルとする。)
周波数に係る部分を	

	除く。	準尖頭値	平均値
一五〇㏇以上五〇〇㏇以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※	
五〇〇㏇を超え五㏇以下	五六デシベル	四六デシベル	
五㏇を超え三〇㏇以下	六〇デシベル	五〇デシベル	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五)

利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であると。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル・マイクロアンペアを〇デシベルとする。)
一五〇㏇以上四㏇以下	一四・五デシベルから(一)七デシベルまで (1)
四㏇を超え一一㏇以下	(一) 七デシベルから〇デシベルまで (2)
一一㏇を超え三〇㏇未満	〇デシベルから(一) 七デシベルまで (1)

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(六)

- 三 この表の規定にかかわらず、五二六・五七以上一、六〇六・五七以下の周波数においては、(一)二デシベルとする。
 - 四 この表の規定にかかわらず、六・七六五七以上六・七七六七以下の周波数においては、四四デシベルとする。
 - 五 この表の規定にかかわらず、六・七七六七を超え六・七九五七以下の周波数においては、六四デシベルとする。
 - 六 この表の規定にかかわらず、二〇・二九五七以上二〇・三八五七以下の周波数においては、四デシベルとする。
- 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクログボルトを〇デシベルとする。）
三〇七以上八〇・八七二七以下	三〇デシベル
八〇・八七二七を超え八一・八八七未満	五〇デシベル
八一・八八七以上一三四・七八六以下	三〇デシベル
一三四・七八六を超え一三六・四一四七未満	五〇デシベル
一三六・四一四七以上二三〇七以下	三〇デシベル
二三〇七を超え一、〇〇〇七以下	三七デシベル

注 この表の規定にかかわらず、三三・八二五七以上三三・九七五七以下の周波数においては、四九・五デシベルとする。

- (七) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
- (八) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。
- (九) (八)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。
- (十) 第一号の(7)に掲げる条件

十 電気自動車用非接触電力伝送装置

- (1) 利用周波数が七九㎐から九〇㎐までの範囲にあること。
- (2) 磁界を使用して電力の伝送を行う設備であること。
- (3) 高周波出力の定格値が七・七キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセント未満であること。

- (4) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇㎐を超え五㎐以下	五六デシベル	四六デシベル
五㎐を超え三〇㎐以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル 一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎒以上一五〇㎒未満	二三・一デシベル
一五〇㎒以上四㎒以下	一四・五デシベルから（一）七デシベルまで（1）
四㎒を超え一一㎒以下	（一）七デシベルから〇デシベルまで（2）
一一㎒を超え三〇㎒未満	〇デシベルから（一）七デシベルまで（1）

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 この表の規定にかかわらず、七九㎒以上九〇㎒以下の周波数においては、六八・四デシベルとする。

四 この表の規定にかかわらず、五二六・五㎒以上一、六〇六・五㎒以下の周波数においては、（一）二デシベルとする。

五 この表の規定にかかわらず、一五八㎒以上一八〇㎒以下、二三七㎒以上二七〇㎒以下、三一六㎒以上三六〇㎒以下及び三九五㎒以上四五〇㎒以下の周波数は、同表に規定する値に、それぞれ一〇デシベルを加えたものとする。

(6) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であることを。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

(7) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。

(9) (8)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。

(10) 第一号の(7)に掲げる条件

(11) 設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから

五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

2
(略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一〇七 (略)

八 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1) 第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項

(2) 利用周波数の設計値

(3) 高周波出力の設計値

(4) 電源端子における妨害波電圧の設計値

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

2
5 (略)

2
(略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一〇七 (略)

2
5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。